

第 1 8 2 期 インターネット開示事項

(2 0 1 9 年 4 月 1 日 ~ 2 0 2 0 年 3 月 3 1 日)

業務の適正を確保するための体制およびその体制の運用状況の概要

株式会社の支配に関する基本方針

連結持分変動計算書

＜ご参考＞連結包括利益計算書(未監査)

＜ご参考＞連結キャッシュ・フロー計算書 (未監査)

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

日本電気株式会社

当社は、第 1 8 2 期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「5. (1) 業務の適正を確保するための体制およびその体制の運用状況の概要」および「5. (2) 株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第 1 4 条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://jpn.nec.com/ir>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しています。また、当社ホームページには、「連結包括利益計算書(未監査)」および「連結キャッシュ・フロー計算書(未監査)」をご参考として掲載しています。

業務の適正を確保するための体制およびその体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、取締役会において決定した会社法第 362 条第 4 項第 6 号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し運用しています。本基本方針は、当社ホームページ (<https://jpn.nec.com/profile/governance/internalcontrol.html>) に掲載のとおりですが、その概要は、次のとおりです。

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

- ① 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、取締役および執行役員は、NECグループにおける企業倫理の確立ならびに法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「NECグループ行動規範」を率先垂範するとともに、その周知徹底をはかり、これらの違反が判明した場合には、その原因を究明したうえで再発防止策を策定し、実行する。また、内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の利用を促進する。
- ② 情報の保存および管理は、適用ある法令および社内規程に従って、適正に行う。
- ③ リスク管理は、社内規程に基づき、NECグループとして一貫した方針のもとに、効率的かつ総合的に実施する。事業に関するリスク管理は、事業部門が適切に実施し、スタッフ部門がこれを支援する。経営上の重要なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。内部監査部門は、NECグループのリスク管理体制およびリスク管理の実施状況について監査を行う。ただし、内部監査部門を有する子会社については、当該部門と連携して監査を行う。
- ④ 取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会は、執行役員に対して大幅な権限委譲を行い、迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進する。執行役員は、取締役会の監督のもと、中期経営目標および予算に基づき効率的な職務執行を行う。
- ⑤ 当社は、NECグループにおける業務の適正を確保するため、「NECグループ経営ポリシー」を通じて、子会社の遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。NECグループにおける経営の健全性および効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役および監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、子会社におけるリスク管理について子会社を指導および支援する。内部監査部門は、NECグループの業務の適正性について監査を行う。ただし、内部監査部門を有する子会社については、当該部門と連携して監査を行う。監査

役は、監査に関して子会社監査役と意見交換等を行い、連携をはかる。

- ⑥ NECグループにおける業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。
- ⑦ NECグループにおける財務報告に係る内部統制については、適用ある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ⑧ 監査役の職務遂行を補助する専任スタッフを置き、その人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要するものとする。
- ⑨ 取締役、執行役員および使用人は、随時、その職務の執行状況等について監査役に報告する。また、当社は、子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人が、随時、その職務の執行状況等について監査役に報告するよう指導する。
- ⑩ 監査役は、監査の実効性を確保するため、監査役会を開催し、監査実施状況等について情報の交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社は、2019 年度（当期）の内部統制システムの整備・運用状況について評価を行い、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され運用されていることを確認しました。なお、この過程において、監査役とも、内部統制システムの整備・運用状況について意見交換を行っています。当期における主な取り組みは、次のとおりです。

コンプライアンスについては、「NECグループ行動規範」を、ESG（環境、社会、ガバナンス）視点や「持続可能な開発目標（SDGs）」達成に向けた社会の要請への対応の観点から改定し、高い倫理観に基づく誠実な行動に加え、ICT の力で社会課題を解決するグローバル企業の一員として遵守すべき行動を示しました。「NECコンプライアンスの日」（2016 年および 2017 年に国内において独占禁止法違反行為があった旨の認定を受けたことを踏まえ、NECグループの従業員一人ひとりがコンプライアンスの重要性を再確認する日として 2017 年に制定）には、当社の経営幹部および国内・海外の連結子会社社長が経済活動における倫理観の重要性やコンプライアンスの徹底に関するメッセージを発信することに加え、NECグループが過去の独占禁止法違反事案から得た教訓の風化防止と従業員のコンプライアンス意識のさらなる向上を目的とした同事案の振り返りセッション、および当社・国内連結子会社を対象にした企業倫理フォーラム「NECビジネスエシックス」を開催しました。同フォーラムでは、当社の執行役員社長や企業のコンプライアンスに精通した外部弁護士による講演に加え、コンプライアンスの推進に向けて顕著な取り組みを行った事業部門を表彰しました。コンプライアンスに関する教育については、毎年実施している Web 教育を当期も実施し、その中で、当社の従業員一人ひとりがコンプライアンスを徹底する旨とコンプライアンスを NECグループの文化とするために自らが取り組む行動を宣言しました。

また、当期は、当社の内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」への相談・申告（内部通報）を促進することで不正行為等の早期発見および早期解決をはかるため、「コンプライアンス・ホットライン規程」を制定し、内部通報者および調査協力者の保護をより一層強化しました。なお、「コンプライアンス・ホットライン」の当期の利用実績は 90 件であり、申告のあった内部通報については、通報の内容に応じて内部監査部門その他の社内関係部門において調査を行い、必要な対策を講じています。

リスクマネジメントについては、NECグループとして対策を講ずべき重点対策リスク（その影響度と対策の必要性の観点からNECグループ全体で新たな対策や既存の対策に改善を講ずべきリスク）として、リスク・コンプライアンス委員会および経営会議で、当期においては、「労務管理に関わるリスク」、「新技術がもたらす人権問題に関わるリスク」、「贈収賄に関わるリスク」および「情報セキュリティに関わるリスク」の4つを選定し、その対策を策定・実行したうえで、その結果を取締役会に報告しました。また、当社では、コンプライアンス違反事案が発生した場合には、リスク・コンプライアンス委員会に報告される体制としており、その事案の概要については、当月の取締役会で報告するなど、取締役会への迅速な情報共有をはかっています。また、当社では、前期に事業部門長がオーナーシップを持って自部門のコンプライアンスリスクの特性に応じた適切な施策を策定・実施する体制に移行しました。当期においては、コンプライアンス推進部が、事業部門長の選定したコンプライアンスリスクおよび年間改善計画ならびにその進捗状況・実績を定期的に確認し、必要に応じて取り組みを支援する活動を開始しました。

グループマネジメントについては、NECグループのグループマネジメントについて定めた「NECグループ経営ポリシー」に基づき、子会社経営の仕組みの統一をはかり、グループ全体最適とグループ企業価値の最大化に努めています。その一環として、海外子会社に対するグループ共通のポリシーや業務プロセス・基盤の導入を迅速に行えるよう、主要なグループ横断機能を担当する当社のチーフオフィサーが自らの担当領域について、海外子会社における業務の遂行を管理する仕組みの整備を進めています。

監査役による監査については、監査役は、当社および子会社の取締役、執行役員および使用人から職務執行状況等について随時報告を受けるほか、内部監査部門から内部監査の状況に加えて、「コンプライアンス・ホットライン」および子会社の内部者通報制度の運用状況について定期的に報告を受けています。また、監査役は、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け意見交換を実施するほか、会計監査人および内部監査部門との三者協議を定期的に実施することなどにより、密接な連携に努めています。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、株主のみなさまが最終的に決定するものと考えています。一方、経営支配権の取得を目的とする当社株式の大量買付行為や買収提案があった場合には、買収提案に応じるか否かについての株主のみなさまの判断のため、買収提案者に対して対価等の条件の妥当性や買付行為がN E Cグループの経営方針や事業計画等に与える影響などに関する適切な情報の提供を求めるとともに、それが当社の企業価値および株主共同の利益の向上に寄与するものであるかどうかについて評価、検討し、速やかに当社の見解を示すことが取締役会の責任であると考えています。また、状況に応じて、買収提案者との交渉や株主のみなさまへの代替案の提示を行うことも必要であると考えます。

当社は、現在、買収提案者が出現した場合の対応方針としての買収防衛策をあらかじめ定めていませんが、買収提案があった場合に、買収提案者から適切な情報が得られなかったとき、株主のみなさまが買収提案について判断をするための十分な時間が与えられていないときまたは買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の向上に反すると判断したときには、その時点において実行可能で、かつ株主のみなさまに受け入れられる合理的な対抗策を直ちに決定し、実施する予定です。

連結持分変動計算書

(2019年4月 1日から
2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分						非 支 配 分 持 分	資 本 合 計
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 金 剰 余 金	自 己 株 式	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	合 計		
2019年4月1日 残 高	397,199	138,824	354,582	△3,547	△28,119	858,939	200,742	1,059,681
当 期 利 益			99,967			99,967	12,752	112,719
そ の 他 の 包 括 利 益					△30,345	△30,345	△2,805	△33,150
包 括 利 益			99,967		△30,345	69,622	9,947	79,569
自 己 株 式 の 取 得				△674		△674		△674
自 己 株 式 の 処 分		△0		63		63		63
配 当 金			△18,188			△18,188	△4,941	△23,129
非支配株主へ 付与された プット・ オプション		912				912		912
子 会 社 に 対する所有者 持分の変動		0				0	△1,899	△1,899
所 有 者 と の 取 引 額 合 計	—	912	△18,188	△611	—	△17,887	△6,840	△24,727
2020年3月31日 残 高	397,199	139,735	436,361	△4,157	△58,464	910,674	203,849	1,114,523

(ご参考)

連結包括利益計算書（未監査）

（ 2019年4月 1日から
2020年3月31日まで ）

（単位 百万円）

科 目	金 額
当 期 利 益	112,719
そ の 他 の 包 括 利 益 （ 税 引 後 ）	
純損益に振り替えられることのない項目	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 資 本 性 金 融 商 品	△20,297
確 定 給 付 制 度 の 再 測 定	2,160
持 分 法 に よ る そ の 他 の 包 括 利 益	△84
純損益に振り替えられることのない項目合計	△18,221
純損益に振り替えられる可能性のある項目	
在 外 営 業 活 動 体 の 換 算 差 額	△14,776
キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー ・ ヘ ッ ジ	22
持 分 法 に よ る そ の 他 の 包 括 利 益	△175
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	△14,929
税 引 後 そ の 他 の 包 括 利 益	△33,150
当 期 包 括 利 益	79,569
当 期 包 括 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	69,622
非 支 配 持 分	9,947
当 期 包 括 利 益	79,569

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書（未監査）

（ 2019年4月 1日から
2020年3月31日まで ）

(単位 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税 引 前 利 益	123,969
減価償却費及び償却費	166,360
減損損失	6,384
引当金の増減額（△は減少）	△5,639
金 融 収 益	△8,477
金 融 費 用	15,464
持分法による投資損益（△は益）	△3,347
営業債権及びその他の債権の増減額（△は増加）	△26,263
契約資産の増減額（△は増加）	11,911
棚卸資産の増減額（△は増加）	11,430
営業債務及びその他の債務の増減額（△は減少）	1,653
契約負債の増減額（△は減少）	11,536
その他の（純額）	△20,517
小 計	284,464
利息及び配当金の受取額	6,947
利息の支払額	△9,052
法人所得税の支払額	△20,496
営業活動によるキャッシュ・フロー	261,863
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△72,825
有形固定資産の売却による収入	6,903
無形資産の取得による支出	△16,372
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 資本性金融商品の取得による支出	△1,820
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 資本性金融商品の売却による収入	12,279
子会社の取得による支出	△6,935
子会社の取得による収入	52
子会社の売却による支出	△220
関連会社または共同企業に対する投資の取得による支出	△376
関連会社または共同企業に対する投資の売却による収入	2,098
貸付金の回収による収入	44
その他の（純額）	△6,851
投資活動によるキャッシュ・フロー	△84,023
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	△4,349
長期借入れによる収入	37,879
長期借入金の返済による支出	△48,723
リース負債の返済による支出	△53,620
配当金の支払額	△18,177
非支配持分への配当金の支払額	△4,939
その他の（純額）	182
財務活動によるキャッシュ・フロー	△91,747
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	△4,496
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	81,597
現金及び現金同等物の期首残高	278,314
売却目的で保有する資産への振替に伴う 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△659
現金及び現金同等物の期末残高	359,252

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しています。

なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 300社

主要な連結子会社

NECコーポレーション・オブ・アメリカ社、NECヨーロッパ社、NECアジア・パシフィック社、日電（中国）有限公司、NECラテン・アメリカ社、ケーエムディ社、ノースゲート・パブリック・サービスズ（UK）社、日本航空電子工業㈱、アビームコンサルティング㈱、NECネットエスアイ㈱、NECプラットフォームズ㈱

当連結会計年度の連結範囲の異動は、増加12社、減少39社で、主な増減は次のとおりです。

取得・設立等により、連結子会社とした会社の数 12社

清算・売却等により、減少した会社の数 39社

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数

持分法を適用した関連会社の数 57社

主要な会社名

レノボNECホールディングス社、NECキャピタルソリューション㈱

当連結会計年度の持分法適用会社の異動は、増加が6社、減少が4社です。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社はありません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 金融資産

金融資産の分類

非デリバティブ金融資産を償却原価で測定する区分、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分及び純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類します。

上記の分類は、原則として金融資産を管理している事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特徴に基づいて行っています。

(a) 非デリバティブ金融資産

償却原価で測定する金融資産

当社グループが保有する金融資産のうち、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類します。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日を生じる。

当初認識時、公正価値に直接取引費用を加算して測定します。なお、重大な金融要素を含まない営業債権については取引価格によって測定します。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法により測定し、減損損失を控除しています。実効金利法による償却および認識が中止された場合の利得または損失は、当期の純損益に認識します。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

当社グループは、原則として、ベンチャーキャピタル等への投資を除く資本性金融商品について、当初認識後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示する取消不能な選択を行い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品として分類します。

当初認識時、公正価値に直接取引費用を加算して測定します。

当初認識後は、公正価値で測定し、公正価値の変動はその他の包括利益に含めて認識し、純損益に振り替えることはありません。また、当社グループは、その他の包括利益に累積された金額をその後利益剰余金に振り替えることはありません。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品からの配当金については、配当金が明らかに投資原価の一部の回収である場合を除き、金融収益として純損益に認識します。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類します。

当初認識時、公正価値で測定します。

当初認識後も公正価値で測定し、その変動は純損益で認識しています。また、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にかかる利得または損失は、純損益に認識します。

(b) デリバティブ金融商品

公正価値で当初認識し、その後も公正価値で再測定されます。

ヘッジ手段として指定されないデリバティブ

ヘッジ手段として指定されないデリバティブの公正価値の変動は、純損益で認識します。

ヘッジ会計を適用するデリバティブ

キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブの公正価値の変動のうち、有効部分はその他の包括利益で認識され、非有効部分は、直ちに純損益で認識されます。その他の資本の構成要素に累積された金額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期に、純損益に振り替えられます。ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合、ヘッジ会計の要件をもはや満たしていない場合、予定取引の発生がもはや見込まれない場合または指定を取り消した場合は、キャッシュ・フロー・ヘッジによるヘッジ会計を将来に向かって中止します。

なお、国際会計基準（IAS）第39号のヘッジ会計を継続して適用するオプションを選択しています。

金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産にかかる減損については、当該金融資産にかかる予想信用損失に対して貸倒引当金を認識します。

当社グループは、各報告日において、測定する金融資産にかかる信用リスクが当初認識時点以降に著しく増大しているかどうかを評価します。具体的には、当初認識以降に当該金融資産にかかる信用リスクが著しく増大していない場合には、報告期間の末日後12ヵ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（12ヵ月の予想信用損失）に基づき貸倒引当金を測定します。一方、当初認識以降に当該金融資産にかかる信用リスクが著しく増大している場合または金融資産が信用減損している場合、予想信用損失にかかる引当金は、当該金融資産の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）に基づいて計算されます。

ただし、売上債権などの営業債権および契約資産については常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定します。

信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行発生のリスクの変動に基づき判断し、債務不履行発生のリスクに変動があるかどうかの判断にあたっては、次を考慮しています。

- ・取引先の深刻な財政困難
 - ・債務不履行または期日経過などの契約違反
 - ・取引先が破産または他の財務上の再編を行う可能性の増加
- 貸倒引当金繰入額および戻入額は、純損益で認識します。

② 非金融資産

(a) 棚卸資産

棚卸資産の評価額は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定します。棚卸資産の測定において、代替性がある場合には先入先出法または総平均法により測定し、代替性がない場合には個別法により測定します。

取得原価には、棚卸資産の取得にかかる費用、製造費および加工費、ならびに当該棚卸資産を現在の場所および状態とするまでに要したその他の費用が含まれます。製造棚卸資産および仕掛品については、正常操業度に基づく製造間接費の適切な配賦額を含めます。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積販売費用を控除した額です。

(b) 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定します。取得原価には資産の取得に直接関連する費用、解体・除去費用および土地の原状回復費用、ならびに資産計上すべき借入コストが含まれます。有形固定資産の重要な構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合、それぞれ別個(主要構成要素)の有形固定資産項目として会計処理します。有形固定資産の処分損益は、純損益で認識します。

(c) 無形資産

のれん

子会社の取得により認識されるのれんは、個別に識別されない他の資産とともに発生する将来の経済的便益を表す資産です。のれんは償却を行わず、少なくとも年に1回およびのれんが配分された資金生成単位について減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを行います。当社グループは、移転された対価、被取得企業のすべての非支配持分の金額、および従来保有していた被取得企業の資本持分の取得日公正価値の総額が、取得した識別可能な資産および引き受けた負債の正味の金額を超過する額としてののれんを当初測定します。当該金額の総計が被取得企業の識別可能資産および引受負債の正味の金額を下回る場合、その差額は割安購入益として純損益で認識します。

ソフトウェアおよびその他の無形資産

市場販売目的のソフトウェアおよび自社利用目的のソフトウェアの開発費用は、以下のすべてを立証できる場合に限り、無形資産として資産計上します。

- ・使用または売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させ、さらにそれを使用または売却するという企業の意図
- ・無形資産を使用または売却する能力
- ・無形資産が可能性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用または売却するために必要となる、適切な技術上、財務上およびその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中に無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

特許権やライセンス等のその他の無形資産は、取得時に取得価額で認識します。企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した資産化された開発費等の無形資産は取得日の公正価値で計上します。

耐用年数を確定できる無形資産の償却方法、耐用年数および残存価額は、各報告期間の末日に見直しを行い、必要に応じて変更します。

(d) 減損

当社グループは、各報告期間の末日現在、棚卸資産、繰延税金資産、売却目的で保有する資産、従業員給付から生じる資産、契約資産、および顧客との契約獲得のためのコストから生じる資産を除く非金融資産の帳簿価額が減損している可能性を示す兆候の有無を判定します。当該判定は、資産または資金生成単位について行われます。資金生成単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループです。減損損失は純損益で認識し、帳簿価額はその回収可能価額まで減額します。回収可能価額は、資産が他の資産または資産グループから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成しない場合を除き、個別の資産または資金生成単位ごとに決定します。当社グループの全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出さないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位について回収可能価額を算定します。全社資産は、のれん以外の資産で、検討の対象である資金生成単位と他の資金生成単位の双方のキャッシュ・インフローに寄与する資産をいい、間接部門で保有する土地や建物が含まれます。

回収可能価額は、資産または資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額とします。使用価値とは、資産または資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値です。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産または資金生成単位に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引きます。

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産は、毎年同時期に、のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産が配分された資金生成単位のレベルで回収可能価額の見積りを行います。上記の他、減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを行います。

(2) 重要な資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主に定額法を採用しています。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 7～60年 機械及び装置 2～22年 工具、器具及び備品 2～20年

なお、使用権資産については、リース期間または当該資産の見積耐用年数のいずれか短い期間で減価償却します。

② 無形資産

市場販売目的のソフトウェア……見込有効期間における見込販売数量に基づく償却方法

(主として1年～8年)

なお、見込販売数量に基づく償却が将来の経済的便益が消費されるパターンを反映しない場合には、残存耐用年数にわたって定額法にて償却します。

自社利用目的のソフトウェア……社内における見込利用可能期間（主として3～5年）に基づく定額法

その他の無形資産………当該資産が使用可能な状態になった日から契約期間等の見積耐用年数にわたり、将来の経済的便益が消費されるパターンを反映する方法によって償却します。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の債務（法的または推定的）を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に認識します。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチにより収益を認識します。（IFRS第9号「金融商品」（2014年版）に基づく利息および配当収益等ならびにIFRS第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という）に基づく受取リース料を除く。）

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、約束した財またはサービスを顧客に移転することによって履行義務を充足した時に、または一定期間にわたり履行義務を充足するにつれて、収益を認識します。

収益を一定期間にわたり認識する場合、約束した財またはサービスに対する支配を顧客に移転する際の履行を描写するため進捗度を測定します。進捗度を合理的に測定できる場合にのみ、一定の期間にわたり充足される履行義務についての収益を認識します。また、進捗度を合理的に測定できない場合については、発生したコストの範囲でのみ収益を認識します。

(5) リース

当社グループは、契約時に、その契約がリースであるかどうか、またはその契約にリースが含まれているかどうかを判定します。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、その契約はリースまたはリースを含んでいます。また、当社グループは、リース期間が12ヵ月以内の短期リースおよび原資産が少額であるリースについて、使用权資産およびリース負債を認識しないことを選択しています。これらのリースに関して、当社グループは、リース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識します。

借手のリース

当社グループは、リースの開始日において、原資産を使用する権利を表す使用权資産およびリース料の支払義務を表すリース負債を認識します。

リース負債は、開始日に支払われていないリース料の現在価値で測定します。そのリース料は、リースの計算利率が容易に算定できる場合には、計算利率を用いて割り引きますが、計算利率が容易に算定できない場合には、借手の追加借入利率を用いて割り引きます。

リース負債の測定に含められるリース料は、次の額で構成されます。

- ・ 固定リース料（実質上の固定リース料を含む）
- ・ 変動リース料のうち、指数またはレートに応じて決まる金額（当初測定には開始日現在の指数またはレートを使用）
- ・ 残価保証に基づいて当社グループが支払うと見込まれる金額
- ・ 購入オプションおよび延長オプションを当社グループが行使することが合理的に確実である場合の、当該オプションの行使価格
- ・ リースの解約に対するペナルティの支払額（当社グループが解約オプションを行使しないことが合理的に確実である場合を除く）

リース負債は、実効金利法に基づく償却原価で事後測定し、指数またはレートの変動、残価保証に基づく当社グループの見積支払額、または当社グループが購入オプション、延長オプションまたは解約オプションを行使するかどうかの判定の変更により、将来のリース料の変動が発生した場合に再測定されます。

使用権資産は、リース負債の当初測定額に、開始日以前に支払ったリース料等を調整した額で当初測定し、開始日から原資産の耐用年数の終了時またはリース期間の終了時のいずれか短い期間にわたり定額法により減価償却します。原資産の見積耐用年数はその有形固定資産の見積耐用年数と整合するよう決定されます。また、開始日後は、使用権資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除し、リース負債の再測定について調整した額で測定されます。使用権資産は、連結財政状態計算書において、「有形固定資産」に含めて表示されています。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 確定給付型制度

確定給付型制度から生じるすべての数理計算上の差異はその他の包括利益で認識し、その後利益剰余金等への振り替えは行いません。

② 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しています。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

II 会計方針の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第16号を適用しています。IFRS第16号の適用にあたっては、IFRS第16号の経過措置の規定に準拠して、前連結会計年度は修正再表示を行わず、IFRS第16号適用による累積的影響を適用開始日の2019年4月1日に認識する方法を採用しています。

詳細につきましては、「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) リース」および「IX その他の注記 新会計基準適用に伴う影響」に記載しています。

III 表示方法の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度の連結注記表について、より有用な情報を提供することを目的として、表示方法の見直しを行いました。これに伴い、一部重要性の低い情報の開示を省略しています。

IV 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

流動資産	7,628百万円
非流動資産	2,889百万円
合計	10,517百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

930,832百万円

3. 保証債務

保証債務残高

他の会社等の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

従業員	44百万円
その他	530百万円
合計	574百万円

4. 売却目的で保有する処分グループ

当社は、2020年3月25日、BtoB向けディスプレイ事業を行う子会社であるNECディスプレイソリューションズ㈱の66%の株式をシャープ㈱に譲渡することを決定しました。

また、同日、光学事業を行う子会社である昭和オプトロニクス㈱の当社が保有する全株式について京セラ㈱に譲渡することを決定しました。

これに伴い、当連結会計年度末において、NECディスプレイソリューションズ㈱および昭和オプトロニクス㈱の資産および負債を売却目的保有の処分グループに分類しました。なお、NECディスプレイソリューションズ㈱は報告セグメント「グローバル」に属しています。処分グループは、公正価値が帳簿価額を上回っているため、当該資産および負債は帳簿価額によって測定しており、以下の資産および負債から構成されています。

(単位 百万円)

項 目	金 額
現金及び現金同等物	4,161
営業債権及びその他の債権	12,349
棚卸資産	16,496
その他	8,204
資産合計	41,210

(単位 百万円)

項 目	金 額
営業債務及びその他の債務	11,786
その他	18,347
負債合計	30,133

なお、前連結会計年度末に売却目的で保有する処分グループとして分類していた、NECライティング㈱の事業の譲渡にかかる資産および負債については、2019年4月1日に譲渡が完了しています。

また、当連結会計年度中に売却目的で保有する処分グループとして分類していた、日本アビオニクス㈱にかかる資産および負債については、日本アビオニクス㈱の普通株式に対する公開買付けが完了したことにより、2020年1月31日に連結範囲から除外されています。

V 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
普通株式 260,473,263株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年4月26日 取締役会	普通株式	10,393	40	2019年3月31日	2019年6月3日

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年10月29日 取締役会	普通株式	7,795	30	2019年9月30日	2019年12月2日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年5月12日開催の臨時取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案し、決議いたしました。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ② 配当金の総額 | 10,393百万円 |
| ③ 1株当たり配当額 | 40円 |
| ④ 基準日 | 2020年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2020年6月 1日 |

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、資本効率を重視した事業運営を行うとともに、成長領域への投資や財務基盤の充実をはかることが長期的な企業価値の創出につながると考えています。財務基盤の充実については、ネットD/Eレシオを管理対象としています。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、様々な国や地域で事業活動を行っており、その過程において、信用リスク、流動性リスク、市場リスク(主に金利リスクおよび為替リスク)等のリスクに晒されています。当社グループは、これらの財務上のリスクが、当社グループの財政状態および業績に与える影響を軽減するため、リスク管理を行っています。

①信用リスク

信用リスクは、取引先の債務不履行等により、当社グループに財務上の損失を発生するリスクであり、主に営業債権および負債性証券への投資から生じます。

当社グループは、取引先の財政状況および期日経過債権残高をモニタリングし、財務状況等の悪化等による債務不履行リスクの軽減を図っています。また、必要な場合には担保取得等の保全措置も行っています。

デリバティブ取引、預金取引および短期投資目的の金融資産の購入にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用力の高い金融機関と取引を行っています。

当社グループは、従業員および取引先等の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っています。債務保証の金額は当連結会計年度末で574百万円です。

連結財政状態計算書で表示している保証債務および信用リスクに晒されている金融商品の帳簿価額の合計は、報告期間の末日において保有する担保およびその他の信用補完を考慮に入れない信用リスクに対する最大エクスポージャーを表しています。

営業債権、契約資産およびその他の債権等に係る信用リスクエクスポージャー

当社グループの営業債権及びその他の債権等は主に国内の顧客によるものです。営業債権および契約資産等は常に全期間の予想信用損失をもって貸倒引当金を算定しています。これらの資産については、信用リスクの特徴が類似する資産ごとにグルーピングし、過去の貸倒実績に現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮して予想信用損失を測定しています。信用減損金融資産の予想信用損失は個別の資産ごとに算定しています。

当社グループは、金融資産の信用リスクが当初認識後に著しく増大したかどうかについて、合理的で裏付け可能な情報を考慮して決定しています。この情報には、過去の情報、社外格付、期日経過の情報の他、将来予測的な情報も含まれます。

当社グループは、例えば、債務者が以下の状況に該当した場合、信用リスクが当初認識後に著しく増大したと判断しています。

- ・社外格付が投資不適格とされた場合
- ・延滞期間が30日以上超過した場合

当社グループは、債務者が以下の状況に該当した場合、債務不履行が生じたと定義しています。

- ・担保権を実行することなしには、当社グループに対する債務を払う可能性がほとんどない無いと判断される場合
- ・延滞期間が90日以上超過した場合

以下の状況が確認された場合に、金融資産が信用減損したと判定しています。

- ・発行者または債務者の重大な財政的困難
- ・契約違反(債務不履行または期日経過事象など)

- ・借手に対する融資者が、借手の財政上の困難に関連した経済上または契約上の理由により、そうでなければ当該融資者が考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと
- ・借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと
- ・当該金融資産についての活発な市場が財政上の困難により消滅したこと

②流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが、現金または他の金融資産を引き渡すことにより決済される金融負債に関連する債務を履行するにあたり困難に直面するリスクです。当社グループの流動性管理アプローチは、決済支払期日に支払いを実行するための十分な流動性を確保することです。

当社グループは、現金及び現金同等物とコミットメントライン契約の未使用額との合計額の水準を、今後の事業活動のために必要である金融負債の想定支払金額を超過するよう、適時に資金繰計画を更新しています。

③市場リスク

(a)金利リスク

長期借入金等の、変動金利の有利子負債は金利の変動リスクに晒されています。当社グループは、金利の変動によるキャッシュ・フローの変動の影響を回避する目的で、金利スワップ取引を利用することがあります。

(b)為替リスク

当社グループは、グローバルな事業展開を行っているため、外国為替相場変動のリスクに晒されています。当社グループでは、これら為替の変動リスクに対して、外貨建て営業債権債務の相殺や先物為替予約等を利用したヘッジ取引を行うことにより、リスクを軽減しています。

(c)株価変動リスク

当社グループは、業務上の関係を有する企業の上場株式を保有しており、資本性金融商品の株価変動リスクに晒されています。これらの資本性金融商品は、経営戦略、取引先や事業提携先との関係等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に保有するものです。

2. 金融資産及び金融負債の公正価値に関する事項

(単位 百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融負債		
社債	199,596	200,425
長期借入金	220,219	220,879

なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は上記の表には含めていません。また、経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値は帳簿価額と一致することから、上記の表には含めていません。

金融商品の公正価値算定方法

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務ならびに未払費用は、主に短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に近似していることから、公正価値は当該帳簿価額によっています。

貸付金の公正価値は、満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に、将来予測されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品および純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品のうち、上場株式の公正価値は取引所の市場価格によって算定しています。また、活発な市場のない資本性金融商品の公正価値は類似会社比準法等の適切な評価方法によって算定しています。類似会社の株価純資産倍率は、活発な市場のない資本性金融商品の公正価値算定において、重要な観察可能でないインプットとして使用されます。類似会社の株価純資産倍率が増加すると、公正価値は増加し、株価純資産倍率が減少すると、公正価値は減少します。

デリバティブ資産および負債のうち、為替予約取引の公正価値は期末日の先物為替相場により算定し、金利スワップの公正価値については、報告期間の末日における金利を基に、将来予測されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しています。

短期借入金および長期借入金(1年以内返済予定)は、短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に近似していることから、公正価値は当該帳簿価額によっています。

長期借入金は、新規に同様の借入を実行した場合に想定される利率を基に、将来予測されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しています。

社債の公正価値は、活発でない市場における市場価格に基づいて算定しています。

VII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	3,508円16銭
基本的1株当たり当期利益	385円02銭
希薄化後1株当たり当期利益	385円01銭

VIII 重要な後発事象に関する注記

無担保社債の発行

当社は2020年4月17日に下記のとおり無担保社債の発行を決定いたしました。

第56回無担保社債

- | | |
|----------|--------------------|
| 1. 発行総額 | 10,000百万円 |
| 2. 発行価格 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 3. 利率 | 年0.280% |
| 4. 払込期日 | 2020年4月23日 |
| 5. 償還期限 | 2023年4月21日 |
| 6. 償還金額 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 7. 資金の使途 | 社債償還 |
| 8. 特約 | 社債間限定同順位特約 |

第57回無担保社債

- | | |
|----------|--------------------|
| 1. 発行総額 | 15,000百万円 |
| 2. 発行価格 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 3. 利率 | 年0.400% |
| 4. 払込期日 | 2020年4月23日 |
| 5. 償還期限 | 2025年4月23日 |
| 6. 償還金額 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 7. 資金の使途 | 社債償還 |
| 8. 特約 | 社債間限定同順位特約 |

第58回無担保社債

- | | |
|----------|--------------------|
| 1. 発行総額 | 10,000百万円 |
| 2. 発行価格 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 3. 利率 | 年0.540% |
| 4. 払込期日 | 2020年4月23日 |
| 5. 償還期限 | 2030年4月23日 |
| 6. 償還金額 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 7. 資金の使途 | 社債償還 |
| 8. 特約 | 社債間限定同順位特約 |

IX その他の注記

企業結合に関する注記

暫定的な金額の修正

当社は、デジタルガバメント領域におけるプラットフォームを活用したビジネスモデルを獲得し、北欧から欧州全域、世界への展開を目指すため、デンマーク最大手のITサービス企業ケーエムディ・ホールディング社を、アドヴェント・インターナショナル社が運営するファンド等から買収し、連結子会社としました。前連結会計年度において、暫定的な公正価値に基づき取得原価の配分を実施し、それに基づく金額を開示していましたが当連結会計年度において取得原価の配分が完了しました。その結果、当初の暫定的な金額に比べて、資産合計は48,309百万円の増加、負債合計は13,419百万円の増加となりました。

なお、確定した取得日における取得資産および引受負債の公正価値ならびにのれんの金額は、下記のとおりです。

(1) 取得日における取得資産および引受負債の公正価値

(単位：百万円)

項目	金額
流動資産	
現金及び現金同等物	3,104
営業債権	9,604
その他	6,933
非流動資産	
有形固定資産	2,181
無形資産	73,769
その他	911
資産合計	96,502

(単位：百万円)

項目	金額
流動負債	
営業債務	9,396
その他	22,535
非流動負債	
金融負債	79,365
その他	24,655
負債合計	135,951
純資産	△39,449

(2) 取得により生じたのれん

(単位：百万円)

項目	金額
取得の対価	48,377
当社グループが取得した識別可能な純資産の公正価値	△39,449
取得により生じたのれん	87,826

のれんは、主に超過収益力および既存事業とのシナジー効果を反映したものです。認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

新会計基準適用に伴う影響

IFRS第16号「リース」の適用

当社グループは、当連結会計年度より、IFRS第16号を適用しています。IFRS第16号の適用にあたっては、IFRS第16号の経過措置の規定に準拠して、前連結会計年度は修正再表示を行わず、IFRS第16号適用による累積の影響を適用開始日の2019年4月1日に認識する方法を採用しています。また、当社グループは、IFRS第16号の実務上の便法に基づき、適用開始日に契約がリースであるかどうか、または契約にリースが含まれるかどうかについて見直さないことを選択しています。そのため、適用開始日以前に締結した契約に関して、IAS第17号およびIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」の下での従前の判定を引き継いでいます。なお、IFRS第16号適用による期首利益剰余金への重要な影響はありません。

(IAS第17号に基づきオペレーティング・リースに分類されていたリース)

当社グループは、IFRS第16号の適用に際して、従前IAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類していたリースに、次の実務上の便法を適用しています。

- ・減損レビューの代替として、リースが適用開始日直前においてIAS第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」を適用して不利であるかどうかの評価に依拠する
- ・残存リース期間が12ヵ月以内の短期リースに、使用权資産とリース負債を認識しない
- ・適用開始日の使用权資産の測定から、当初直接コストを除外する

さらに、適用開始現在のリース負債は、借手の追加借入利率を用いて残存リース料を割り引いた現在価値で測定しています。適用した利率の加重平均は、1.3%です。

(IAS第17号に基づきファイナンス・リースに分類されていたリース)

当社グループは、IFRS第16号の適用に際して、従前IAS第17号を適用してファイナンス・リースに分類していたリースについて、前連結会計年度末におけるIAS第17号に基づくリース資産およびリース債務の帳簿価額を適用開始日における使用权資産およびリース負債としています。

前連結会計年度末においてIAS第17号を適用した解約不能のオペレーティング・リース契約と、適用開始日において連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

2019年3月31日現在の追加借入利率で割り引いた 解約不能オペレーティング・リース契約	59,469
2019年3月31日に認識したファイナンス・リース債務	5,713
解約可能オペレーティング・リース契約等	81,800
行使することが合理的に確実な延長オプション	33,849
2019年4月1日におけるリース負債	180,831

また、適用開始日において、連結財政状態計算書に新たに認識した使用权資産は、175,716百万円です。

株主資本等変動計算書

(2019年 4月 1日から)
(2020年 3月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自 己 株 式	株主資本合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利 剰 余 益 金 合 計		
当期首残高	397, 199	59, 260	46, 751	106, 010	8, 836	166, 187	175, 023	△3, 516	674, 716
当期変動額									
剰余金の配当						△18, 188	△18, 188		△18, 188
利益準備金の積立					1, 819	△1, 819	—		—
当期純利益						38, 843	38, 843		38, 843
自己株式の取得								△674	△674
自己株式の処分			△0	△0				60	60
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	△0	△0	1, 819	18, 836	20, 655	△613	20, 041
当期末残高	397, 199	59, 260	46, 750	106, 010	10, 655	185, 023	195, 678	△4, 129	694, 757

	評価・換算差額等			純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	46, 049	△190	45, 859	720, 575
当期変動額				
剰余金の配当				△18, 188
利益準備金の積立				—
当期純利益				38, 843
自己株式の取得				△674
自己株式の処分				60
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△21, 198	15	△21, 183	△21, 183
当期変動額合計	△21, 198	15	△21, 183	△1, 141
当期末残高	24, 852	△175	24, 676	719, 433

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

2. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

・投資事業有限責任組合等への出資……………入手可能な直近の決算書に基づき持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

② デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は下記の評価方法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しています。

・商品及び製品 注文生産品……………個別法

標準量生産品……………先入先出法

・仕掛品 注文生産品……………個別法

標準量生産品……………総平均法

・原材料及び貯蔵品……………先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

主な耐用年数は次のとおりです。

建物 8～50年

構築物 7～60年

機械及び装置 4～22年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産……………定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量または見込販売収益に基づく償却方法（見込有効期間2年以内）を採用し、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しています。

③ 長期前払費用

定額法または販売実績等に基づいた償却を行っています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
製品保証引当金	製品販売後または受託開発プログラム引渡後の無償修理費用の支出に備えるため、売上高等に対する過去の実績率および個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しています。
役員賞与引当金	役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しています。
工事契約等損失引当金	採算性の悪化した受注制作のソフトウェアおよび工事契約等に係る将来の損失に備えるため、翌事業年度以降に発生することとなる損失見込額を計上しています。
債務保証損失引当金	関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。
事業構造改善引当金	事業構造改革に伴い発生する費用および損失に備えるため、その発生見込額を計上しています。
偶発損失引当金	訴訟や係争案件等の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、偶発事象ごとに個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見込額を計上しています。
退職給付引当金または前払年金費用	当社は退職給付制度として、確定給付型の企業年金基金制度、確定拠出年金制度および退職一時金制度を採用しています。 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金または前払年金費用として計上しています。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しています。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として13年）による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として13年）による定額法により翌事業年度から費用処理しています。

(4) 収益および費用の計上基準

- ① 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しています。
- ② ファイナンス・リース取引に係る収益
ファイナンス・リース取引に係る収益の認識基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法により処理しています。

(5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(6) ヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の処理

金利リスクおよび為替変動リスクをヘッジするデリバティブ取引につき、繰延ヘッジ処理を適用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップおよび為替予約

ヘッジ対象……………社債および借入金、外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

当社の内部規程である「リスク管理規程」に基づき、相場変動を相殺、またはキャッシュ・フローを固定する目的で、デリバティブ取引を利用しています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

(7) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(8) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しています。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

Ⅱ 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

投資有価証券	5百万円
関係会社株式	175百万円
関係会社長期貸付金	463百万円
合計	643百万円

2. たな卸資産および工事契約等損失引当金の相殺表示

損失が見込まれる工事契約等に係るたな卸資産は、これに対応する工事契約等損失引当金973百万円（うち、商品及び製品に係る工事契約等損失引当金538百万円、仕掛品に係る工事契約等損失引当金435百万円）を相殺表示しています。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

436,561百万円

4. 保証債務

銀行借入金等に対する保証債務残高	
関係会社	69,556百万円
従業員	42百万円
その他	530百万円
合計	70,129百万円

5. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	147,868百万円
長期金銭債権	15,849百万円
短期金銭債務	479,712百万円
長期金銭債務	1,831百万円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	258,530百万円
仕入高	1,025,499百万円
営業取引以外の取引による取引高	42,992百万円

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数

普通株式	881,663株
------	----------

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	52,668百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	50,687百万円
関係会社株式評価損	47,663百万円
投資有価証券評価損	27,827百万円
たな卸資産評価	17,445百万円
債務保証損失引当金	13,892百万円
減価償却超過額	13,043百万円
未払賞与否認額	9,636百万円
偶発損失引当金	6,377百万円
製品保証引当金	3,509百万円
未払費用	2,672百万円
その他	26,681百万円
繰延税金資産 小計	272,099百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価引当金	△52,378百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価引当金	△140,786百万円
評価引当金 小計	△193,164百万円
繰延税金資産 合計	78,935百万円
繰延税金負債	
退職給付信託解約に伴う有価証券取得	△17,098百万円
退職給付信託設定益	△11,119百万円
その他有価証券評価差額金	△10,612百万円
その他	△1,459百万円
繰延税金負債 合計	△40,288百万円
繰延税金資産の純額	38,647百万円

VI リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

未経過リース料	
1年内	8,136百万円
1年超	9,691百万円
合計	17,827百万円

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

種類	会社の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	NECソリューションイノベータ(株)	所有 直接100%	当社が販売する一部製品に関するソフトウェアの開発 役員の兼任	ソフトウェアの開発委託	百万円 266,245	買掛金	百万円 73,998
				資金の預り	—	預り金	百万円 71,272
子会社	NECプラットフォームズ(株)	所有 直接100%	当社が販売する一部製品の供給 役員の兼任	製品の供給	百万円 246,059	買掛金	百万円 53,947
				製品および部品の代理購買	百万円 52,691	未収入金	百万円 28,108
子会社	NECネットエスアイ(株)	所有 直接38.6% 間接12.9%	当社が販売する一部製品に関する工事および当社が製造する一部製品の販売 役員の兼任	情報通信システムの設計・構築委託	百万円 59,440	買掛金	百万円 23,523
子会社	NECフィールディング(株)	所有 直接100%	当社が販売する一部製品の保守および販売 役員の兼任	資金の預り	—	預り金	百万円 63,025

- NECネットエスアイ(株)に対する議決権の間接所有は、議決権行使の指図権を留保して退職給付信託に拠出した株式に関するものです。
- 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉により決定しています。
- 取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています。
- 子会社との資金取引は、主にキャッシュマネジメントシステムによるものです。

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,771円40銭
1株当たり当期純利益	149円60銭

IX 重要な後発事象に関する注記

当社は2020年4月17日に下記のとおり無担保社債の発行を決定いたしました。

第56回無担保社債

- | | |
|----------|--------------------|
| 1. 発行総額 | 10,000百万円 |
| 2. 発行価格 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 3. 利率 | 年0.280% |
| 4. 払込期日 | 2020年4月23日 |
| 5. 償還期限 | 2023年4月21日 |
| 6. 償還金額 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 7. 資金の使途 | 社債償還 |
| 8. 特約 | 社債間限定同順位特約 |

第57回無担保社債

- | | |
|----------|--------------------|
| 1. 発行総額 | 15,000百万円 |
| 2. 発行価格 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 3. 利率 | 年0.400% |
| 4. 払込期日 | 2020年4月23日 |
| 5. 償還期限 | 2025年4月23日 |
| 6. 償還金額 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 7. 資金の使途 | 社債償還 |
| 8. 特約 | 社債間限定同順位特約 |

第58回無担保社債

- | | |
|----------|--------------------|
| 1. 発行総額 | 10,000百万円 |
| 2. 発行価格 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 3. 利率 | 年0.540% |
| 4. 払込期日 | 2020年4月23日 |
| 5. 償還期限 | 2030年4月23日 |
| 6. 償還金額 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 7. 資金の使途 | 社債償還 |
| 8. 特約 | 社債間限定同順位特約 |

X 収益認識に関する注記

当社は下記の5ステップアプローチにより収益を認識します。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社は、約束した財またはサービスを顧客に移転することによって履行義務を充足した時に、または一定期間にわたり履行義務を充足するにつれて、収益を認識します。

収益を一定期間にわたり認識する場合、約束した財またはサービスに対する支配を顧客に移転する際の履行を描写するため進捗度を測定します。履行義務の完全な充足に向けての進捗度を合理的に測定できる場合にのみ、一定の期間にわたり充足される履行義務についての収益を認識します。進捗度を合理的に測定できない場合には、履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生したコストの範囲でのみ収益を認識します。